

内閣総理大臣 菅 直 人 殿
厚生労働大臣 細 川 律 夫 殿

2011年3月24日

薬害イレッサ事件の協議による早期全面解決を求める申入書

薬害イレッサ統一原告団・弁護団

【申入の趣旨】

薬害イレッサ事件に関する東京判決に対する控訴を断念するとともに、協議による早期全面解決はかるよう求めます。

【申入の理由】

3月23日、東京地方裁判所は、薬害イレッサ訴訟の判決を言い渡し、イレッサには製造物責任法上の指示・警告上の欠陥があるとしてアストラゼネカ社に対して製造物責任法上の責任を認め、さらに国に対し、イレッサの承認にあたって指示・警告上の欠陥を是正するための行政指導を十分にすべき義務を怠ったとして国家賠償法上の責任を認めました。

大阪地裁判決は、法的責任は否定しましたが、イレッサの添付文書に欠陥があり、国の行政指導が不十分であったことを指摘していました。本日の東京地裁判決によって、国の不十分な行政指導のために、指示・警告上の欠陥がある医薬品による被害を生じさせたことは、より明確となりました。

国は、本年1月28日付「イレッサ訴訟和解勧告に関する考え方」において「ご家族の皆様への悲しみ、苦しみに思いを致し、政府として為すべき事に全力を傾注することをお約束します」と述べ「判決で問題点を指摘していただき、これを整理・検討して、丁寧に制度のあり方を模索したい」としています。大阪・東京両地裁判決は、一致して添付文書と国の行政指導の不十分さを指摘しており、薬害イレッサ事件の問題点及び課題は既に明らかです。

薬害スモン、薬害 HIV、薬害ヤコブ、薬害肝炎等々これまでに数多くの薬害が繰り返されてきました。薬害の教訓に学び、予防原則に従った対策を怠ってきたことが、このような被害を繰り返してきた原因です。薬害イレッサの被害を発生、拡大させ、被害を放置してきた責任を認めて謝罪し、薬害の連鎖を絶たなければなりません。

私たちが求める全面解決は、原告全員の救済、未提訴者の救済ルール設定、薬害イレッサ事件の教訓を薬害防止やがん医療に生かすこと、及び抗がん剤副作用死救済制度を創設すること等です。

国は、東京判決に対する控訴を断念するとともに、協議による薬害イレッサ事件の早期全面解決はかるよう求めます。

以 上